

# 人口動態職業・産業別統計について

## 1 調査の目的

人口動態職業・産業別統計は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を明らかにし、厚生労働行政施策などの基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査対象、集計客体及び調査事項

	調査対象	集計客体	調査事項
出生	「戸籍法」及び	母の年齢が15歳未満を除く	子どもが生まれたときの父母の職業
死亡	「死産の届出に	本人の年齢が15歳未満を除く	死亡したときの本人の職業及び産業
死産	関する規程」に	母の年齢が15歳未満を除く	死産があったときの父母の職業
婚姻	より届け出られ	日本における日本人の事象	同居開始前の夫妻の職業
離婚	た事象の全数		別居する前の夫妻の職業

## 3 調査の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に発生したものであって、定められた届出期間に届け出られたもの。

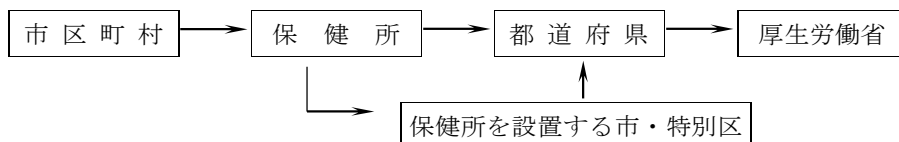
## 4 調査の方法

市区町村において、各届書に記載された職業又は産業について該当する分類番号を人口動態調査票に記入する方法で行った。

## 5 職業及び産業

職業及び産業は、統計基準である「日本標準職業分類（大分類）」及び「日本標準産業分類（大分類）」に準拠する。（「用語の解説（2）」参照）

## 6 調査の報告経路



## 7 結果の集計

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。

## 8 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

—	計数のない場合
…	計数不明、又は表章することが不適當の場合
・	統計項目のありえない場合
0.0	比率が微小（0.05未満）の場合

(2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 標準化出生率、年齢調整死亡率、標準化婚姻率、標準化離婚率等の「標準化」「年齢調整」とは、各事象における調査の期間に発生した数を人口で除した率について、年齢構成の異なる人口集団の間で年齢構成をそろえて比較できるようにすることをいう。（具体的な計算方法は「用語の解説（1）」参照）